第二条　保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで並びに第七項、第十六条第二項、第二十条第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八条第一項第三号、第六十九条第二項第二号、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四条第二項、第九十八条第三項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第百十九条第六項第一号、第百二十六条第一項第三号及び第四号、第百二十七条第一項第三号及び第四号、第百二十八条第一項第三号及び第四号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号及び第三項第四号（第百二十八条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第百四十六条第一項第三号、第百四十七条第三項第二号、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第百七十二条第二項（第百七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第百七十六条第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号、第百九十七条第六項第一号、第二百四条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百八条第一項第三号及び第四号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号及び第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四条第一項第三号並びに第二百二十五条第三項第二号の規定

三～五　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の別表を次のように改正する。

第二条　保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　細目告示第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで並びに第七項、第十六条第二項、第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八条第一項第三号、第六十九条第二項第二号、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第九十四条第二項、第百十九条第六項第一号、第百二十六条第一項第三号及び第四号、第百二十七条第一項第三号及び第四号、第百二十八条第一項第三号及び第四号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号及び第三項第四号（第百二十八条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第百四十六条第一項第三号、第百四十七条第三項第二号、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。）並びに第八項、第百七十二条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第五項及び第七項、第百九十七条第六項第一号、第二百四条第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百八条第一項第三号及び第四号、第二百九条第一項第三号、第二百十条第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号及び第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十四条第三項第五号、第二百十五条第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四条第一項第三号並びに第二百二十五条第三項第二号の規定

三～五　（略）